

平成 29 年 5 月 22 日

一般財団法人 気象業務支援センター

2020 年 4 月 1 日 一部改正

2021 年 5 月 1 日 一部改正

コンプライアンス規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人気象業務支援センター(以下「本センター」という。)が直面する又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

なお、研究活動における不正行為に係るものについては、別途定める『研究活動における不正行為への対応に関する規程』による。

(倫理理念)

第 2 条 本センターの役員、一般職員、嘱託職員、臨時職員、契約職員及び派遣社員(以下「役職員等」という。)は、次の倫理理念に則り、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

- 一 法令及び社会規範の遵守
- 二 公正な事業運営及び情報開示による社会的信頼の確保
- 三 適正な情報及び安定したサービスの提供による社会貢献
- 四 人権の尊重及び知的財産の保護

(責任体系)

第 3 条 本センターにおけるコンプライアンス施策推進のために最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

2 最高管理責任者の下にコンプライアンス委員会を置き、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者をもって構成し、統括管理責任者を委員長とする。

(最高管理責任者)

第 4 条 最高管理責任者を理事長とする。

2 最高管理責任者は、本センターのコンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策及びコンプライアンス違反事例の対応についての最終責務を有する。

(統括管理責任者)

第 5 条 統括管理責任者を総務部長とする。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本センターのコンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施管理並びにコンプライアンス違反事例の対応の実質的な責務を有する。

(コンプライアンス推進責任者)

第 6 条 コンプライアンス推進責任者を総務部長、試験部長、配信事業部長、振興事業部長、国際事業部長、測器検定室長及び研究推進部長とする。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督する部又は室におけるコンプライアンスに関する各種施策の実施及び実施状況の確認における実質的な責務を有する。

(監事)

第7条 監事は、不正行為に関する内部統制の整備・運用状況について、機関全体の観点から確認するとともに、統括管理責任者またはコンプライアンス推進責任者が実施する内部監査等によって判明した不正の発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適正に実施されているかを確認し、理事会等において報告する。

(コンプライアンス委員会)

第8条 コンプライアンス委員会は、最高管理責任者の諮問機関として、次の事項について、その諮問に答える。

- 一 コンプライアンス施策の検討と実施
- 二 コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- 三 コンプライアンス違反事件についての分析・検討
- 四 コンプライアンス違反再発防止策の策定
- 五 その他、最高管理責任者が諮問した事項

- 2 コンプライアンス委員会事務局を総務部に設置し、総務課長を事務局長とする。
- 3 定例のコンプライアンス委員会を委員長の招集により、原則毎年1回開催する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会を招集することができる。
- 5 委員長は、必要があると認める関係者を委員会に招集することができる。
- 6 監事は、必要があると認められるときは、委員会に出席し意見を述べることができる。

(コンプライアンス違反に関する受付窓口及び連絡ルート)

第9条 コンプライアンス違反に関する報告又は相談を受け付ける窓口(以下「受付窓口」という。)は、総務部総務課とする。

- 2 役職員等は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合、速やかに受付窓口に報告しなければならない。
- 3 役職員等は、自らの行為がコンプライアンス違反に該当するかどうか定かでない場合、受付窓口に相談することができる。
- 4 受付窓口は、報告又は相談を受けた場合、その内容を直ちに統括管理責任者に報告しなければならない。
- 5 役職員等は、緊急の事態等の事由により受付窓口を経由することができない場合、統括管理責任者に直接報告又は相談をすることができる。
- 6 統括管理責任者は、報告又は相談等によりコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知った場合、直ちにその事実を最高管理責任者に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、最高管理責任者の承認を得て実施しなければならない。
- 7 最高管理責任者は、事実関係の調査及び対応方針の検討において内部監査の必要を認めた場合、統括管理責任者に内部監査の実施を指示することができる。

(コンプライアンスのための教育)

第10条 本センターは、役職員等に対してコンプライアンスに関する研修を毎年行う。

2 本センターは、役職員等に対する教育のため、外部専門家によるコンプライアンスに関する実践的な講演を定期的に企画、実施する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2021 年 5 月 1 日から施行する。